

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成23年4月1日

改正 令和3年3月3日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人車両競技公益資金記念財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれた者をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前第1号及び第2号の者をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事を常勤理事、監事を常勤監事という。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料及び会費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(報酬等の支給対象)

第3条 本財団は、役員等の職務の執行対価として報酬を支給することができる。
2 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(役員等の報酬額の決定)

第4条 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき、各々の役員ごとに定例役員報酬額を評議員会で決定する。
2 常勤役員には、各々の役員ごとに評議員会で決定された月数に基づき賞与を支給する。ただし、定例役員報酬と賞与の合計額が年額150万円を超えてはならない。

- 3 評議員会が報酬を支出する必要があると認めた非常勤の役員等が行う職務に対する報酬額は、評議員会で決定する。ただし、職務に対する報酬の金額は、1日当たり5万円を超えないものとする。

(役員等報酬の支給)

第5条 常勤役員に対する役員報酬は、前条第1項の定例役員報酬額及び前条第2項の賞与額を合算した年俸額を算出し、これを12分割した額を毎月20日に所得税その他法令で定められた額を控除して支給することができる。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給することができる。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、毎月10日を締め日として20日に所得税その他法令で定められた額を控除して支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日に支給することができる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により、退職した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1月につき、支給された定例役員報酬額の25%を上限として、理事長が評議員会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第7条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。なお、その通勤手当の支給に当たっては、勤務実態を考慮し、職員給与規程を参考とした計算方法による。

第3章 公表等

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
（平成23年5月18日評議員会追認）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和3年3月3日から施行する。

（別表）常勤役員俸給表

（単位：円）

	月 額		月 額		月 額		月 額
第 1 号	500,000	第 8 号	640,000	第15号	780,000	第22号	920,000
第 2 号	520,000	第 9 号	660,000	第16号	800,000	第23号	940,000
第 3 号	540,000	第10号	680,000	第17号	820,000	第24号	960,000
第 4 号	560,000	第11号	700,000	第18号	840,000	第25号	980,000
第 5 号	580,000	第12号	720,000	第19号	860,000	第26号	1,000,000
第 6 号	600,000	第13号	740,000	第20号	880,000		
第 7 号	620,000	第14号	760,000	第21号	900,000		